

## 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になっています。

また、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はありませんが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて大変低く、日本での補聴器の普及が求められています。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳あたり概ね3万円～20万円であり、保険適用ではないため、全額自費となっています。国から補聴器購入費用の補助を受けられる高齢者は、身体障害者手帳の交付を受けた高度・重度難聴者のみです。軽度・中等度難聴者の場合は補聴器購入費用の直接の補助はありません。

ただ、高齢者にとっては中等度で補聴器を装用することが、補聴器を細かく調整し継続して使い続けるために、非常に重要になってきます。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っていますが、やはり国の財政負担による全国統一の補助制度の創設が必要と考えます。

補聴器の更なる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。

よって、国におかれましては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設していただけますよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

衆議院議長  
参議院議長

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣宛

千葉県我孫子市議会